

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

## 佐賀県規則第2号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
(佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年佐賀県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)及び次に掲げる法律の定めるところにより、法第3条第1項の沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対し経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。)第5条第1項の認定を受けた促進事</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)及び次に掲げる法律の定めるところにより、法第3条第1項の沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対し経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。)第5条第1項の認定を受けた促進事</p>

改正前	改正後																
<p>業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対し経営等改善資金（別表の1の表の1の項から7の項までに係るものに限る。）を県が貸し付けることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p><b>第5条</b> 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める期日までに貸付申請書に事業計画書（農商工等連携促進法第14条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、6次産業化法第11条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては6次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画を含む。）を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 経営等改善資金</p> <table border="1" data-bbox="230 1233 1106 1398"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付けの内容</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 操船作業省力化機器等設</td> <td>略</td> <td></td> <td>7年以内（据置期間1年以内を含む）。ただし、農林漁業バ</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等	1 操船作業省力化機器等設	略		7年以内（据置期間1年以内を含む）。ただし、農林漁業バ	<p>業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対し経営等改善資金（別表の1の表の1の項から7の項までに係るものに限る。）を県が貸し付けることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）</u></p> <p>(貸付けの申請)</p> <p><b>第5条</b> 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める期日までに貸付申請書に事業計画書（農商工等連携促進法第14条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、6次産業化法第11条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては6次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画を、<u>みどりの食料システム法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動にあつてはみどりの食料システム法第20条第3項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又は第22条第3項の認定特定環境負荷低減事業活動実施計画</u>を含む。）を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 経営等改善資金</p> <table border="1" data-bbox="1155 1233 2031 1398"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付けの内容</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 操船作業省力化機器等設</td> <td>略</td> <td></td> <td>7年以内（据置期間1年以内を含む）。ただし、農林漁業バ</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等	1 操船作業省力化機器等設	略		7年以内（据置期間1年以内を含む）。ただし、農林漁業バ
資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等														
1 操船作業省力化機器等設	略		7年以内（据置期間1年以内を含む）。ただし、農林漁業バ														
資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等														
1 操船作業省力化機器等設	略		7年以内（据置期間1年以内を含む）。ただし、農林漁業バ														

改正前			改正後		
置資金		イオ燃料法第10条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）	置資金		イオ燃料法第10条及び <u>みどりの食料システム法第25条</u> の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用さ	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条及び <u>みどりの食料システム法第25条</u> の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11

改正前			改正後		
		れる場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）			条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
3 補機関等駆動機器等設置資金	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）	3 補機関等駆動機器等設置資金	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条及び <u>みどりの食料システム法第25条</u> の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
4 燃料油消費節減機器等設置資金	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により貸付けの	4 燃料油消費節減機器等設置資金	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条及び <u>みどりの食料シス</u>

改正前			改正後		
		特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）			<u>テム法第25条</u> の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
5 新養殖 技術導入 資金	略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては5年以内（据置期間	5 新養殖 技術導入 資金	略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条 <u>及びみどりの食料システム法第25条</u> の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用され

改正前			改正後		
		3年以内を含む。)			る場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。)
6 資源管理型漁業推進資金	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。)	6 資源管理型漁業推進資金	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条及び <u>みどりの食料システム法第25条</u> の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。)
7 環境対応型養殖業推進資金	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以	7 環境対応型養殖業推進資金	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条及び <u>みどりの食料システム法第25条</u> の規定により貸付けの特例

改正前			改正後		
		内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）			が適用される場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条及び6次産業化法第11条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）
8～13 略			8～13 略		
2～付表 略			2～付表 略		

（佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

**第2条** 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（貸付金の利率、償還期間等）</p> <p><b>第6条</b> 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>（貸付金の利率、償還期間等）</p> <p><b>第6条</b> 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害をいう。）による影響を受けているものにあつては、同法に基づき令和5年3月31日までに県の貸し付ける改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号から第10号まで（第9号及び第10号にあつては、償還期間に限る。）を除く。以下この項において同じ。）に掲げる資金の償還期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p><u>第2項に規定する資金又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同法第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p>2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにあつては、同法に基づき令和5年3月31日までに県の貸し付ける改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号から第11号まで（第9号から第11号までにあつては、償還期間に限る。）を除く。以下この項において同じ。）に掲げる資金の償還期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。